

資料 5

口蹄疫コード改正案の概要

(提案されている改正案が含まれる章)

第 2 卷 個別疾病

第 8 部 複数の動物種に感染する疾病

第 8.5 章 口蹄疫

口蹄疫コード改正案の概要

- 前回OIE総会で、口蹄疫清浄コンパートメント設定の条件に関する規定を採択。国が公式コントロールプログラムを有していることが条件
- 今般のコード改正案では、当該プログラムについて、
 - ① その要件を規定
 - ② OIEが各国の当該プログラムを公式認定

〈口蹄疫コントロールプログラムの要件〉

(第8.5.7bis条、第1.6条)

〈要件〉

- ① 獣医サービス部門が口蹄疫をコントロールする能力を有すること
- ② 全国的なプログラムを適用していること
- ③ 適切な動物疾病通報記録を保有していること
- ④ 口蹄疫サーベイランスを実施していること
- ⑤ 陸生マニュアルに従った診断能力を有すること
- ⑥ 発生時の緊急事態対応計画を有すること
- ⑦ ワクチン使用の場合には、接種を義務化する法律を有すること

〈公式認定のために提出すべき情報〉

ア. 上述に関する情報

イ. その他提出すべき事項

- 口蹄疫の全般的疫学(発生日、経緯等)
- 近隣国からの侵入予防措置
- 一般的畜産システム(畜産統計等)並びに感受性動物及び生産物の移動パターン管理(個体識別、トレーサビリティ等)
- 詳細計画(撲滅までの予定表、有効性を評価するパフォーマンス指標等)
- ワクチン使用の場合には、ワクチン接種キャンペーンの詳細情報(ワクチン接種範囲、承認手続き等)

OIEによる各国プログラムの公式認定

〈清浄コンパートメント設定の条件〉

(第8.5.6条)

〈国が満たすべき要件〉

- 適切な動物疾病通報記録
- 公式コントロールプログラム
- 適切なサーベイランスシステム

監視

〈各コンパートメントが満たすべき要件〉

- 効果的なバイオセキュリティシステム
- 過去12ヶ月間、口蹄疫感染がない
- ワクチン接種の禁止
- 過去12カ月間にワクチン接種された動物がいない
- 個体識別とトレーサビリティシステム
- その他コードに従っていること

各国政府による
清浄コンパートメントの設定

* 獣医サービス部門の能力の低下、発生のコントロールできない増加により取消し

口蹄疫清浄コンパートメントの設定に必要な 公式コントロールプログラムの要件の追加

1. 経緯

- 2009年3月 OIEコード委員会が、口蹄疫清浄コンパートメント設定の条件案を作成
- 2009年9月 OIEコード委員会で、引き続き条件案の討議・修正を行い、加盟国に意見照会
- 2010年2月 OIEコード委員会が、日本のコメント等を踏まえてコンパートメント設置条件に「公式コントロールプログラム」を追加した修正案を作成し、OIE総会に上程
- 2010年5月 第78回OIE総会にて、改正案が可決
- 2010年9月 OIEコード委員会が、コンパートメント設定の前提条件となる口蹄疫コントロールプログラムの要件等に関する改正案を作成し、加盟国に意見照会

2. 論点

以下の視点から、現案に追加すべき事項あるいは削除すべき事項はないか。

- ① 口蹄疫コントロールプログラムの要件は、清浄コンパートメント設定の前提条件として適切か。
- ② 清浄コンパートメントの設定は各国政府が自ら行うことから、その前提となるコントロールプログラムをOIEが公式認定を適切に行うための仕組みが確保されているか。

3. 備考

2009年9月のコード改正案に対して、日本が提出したコメントは、以下のとおり。

口蹄疫ウイルスに対する効果的なバイオセキュリティ管理システムについての具体的なチェックリストが策定されない限り、第8.5章に口蹄疫清浄コンパートメントの概念を入れるべきではない。なぜならば、口蹄疫はとりわけ空気感染によって拡がること、及び牛や豚は普通野外やオープンスペースで飼養されているからである。